2　申請の時期
⑴　インターネットによる申請の場合　原則、インターネットにより申請するものとし、その時期は、平成22年12月１日から平成23年１月14日までとする。
⑵　インターネットによる申請以外の場合　⑴により難い場合又は３⑷に該当する場合は、次のいずれかによる。
ア　郵送による申請の場合　平成23年１月５日から平成23年１月31日（当日消印有効）までとする。
イ　持参による申請の場合　平成23年１月５日から平成23年１月31日までの午前10時00分から午後12時00分及び午後１時30分から午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとする。
⑶　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合、その他平成23年１月31日までに３⑵の申請書等を提出することができない場合は⑴及び⑵の限りでない。
3　申請の方法
⑴　申請書等の入手方法
ア　インターネットによる申請の場合　次に掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月１日から平成22年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp
イ　郵送又は持参による申請の場合　申請書の配布に関する情報は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下、「契約情報室」という。）電話番号03―5253―4111（内線2309・3699）又は契約情報室ホームhttp://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsiteにおいて提供する。
⑵　申請書等の提出方法
ア　インターネットによる申請の場合　⑴アに掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴アにおいて入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類としてイ㈼を次に掲げる送付先にファックス送信するものとする（入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。
建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　ＦＡＸ番号082―502―9112
イ　郵送又は持参による申請の場合　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２契約情報室に郵送又は持参すること。
㈠　営業所一覧表
㈡　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの。ただし、申請基準日が平成21年６月30日以降のものの写し。
㈢　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３月前までの間のものに限る。）
㈣　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合に限る。）
⑶　日本語訳の付記等
ア　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
イ　この公示により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。
⑷　インターネットによる申請ができない場合
ア　申請者が経常建設共同企業体である場合。
イ　申請者が官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合で、特例計算を希望する場合。
ウ　申請者が協業組合である場合。
エ　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合。
オ　申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた場合で、６に掲げる再度の認定を受けていないとき。
カ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査を受けている場合。
4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者
⑵　建設業法第27条の23第１項の規定による審査を受けていない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　予定価格別の競争参加者資格　競争に参加することができる者は、当該競争に係る契約の予定価格の金額に応じ、⑵の規定により格付けされた等級を有する業者とする。
⑵　等級格付けの資格審査の項目及び方法　競争に参加する資格を得ようとする者の等級格付けは、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表第１の上欄に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃの３等級に格付けする。
6　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の決定を受けた者（以下「手続開始決定者」という。）は、文教施設企画部長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。
なお、手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することができない。
7　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。
8　資格の有効期間
資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度の文部科学省における設計・コンサルティング業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成22年10月29日
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
辰野　裕一
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
1　業務種別
設計・コンサルティング業務の業務種別は、次のとおりとする。
建築関係設計・施工管理業務、建築設備関係設計・施工管理業務、測量業務、地質調査業務、その他コンサルティング業務
2　申請の時期
⑴　郵送による申請の場合　平成23年１月５日から平成23年１月31日（当日消印有効）までとする。
⑵　持参による申請の場合　平成23年１月５日から平成23年１月31日まで、午前10時00分から午後12時00分及び午後１時30分から午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までとする。
⑶　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合、その他平成23年１月31日までに３⑵の申請書等を提出することができない場合は⑴及び⑵の限りでない。
3　申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　申請書の配布に関する情報は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下、「契約情報室」という。）電話番号03―5253―4111（内線2309・3699）ＦＡＸ番号03―6734―3691 〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２又は契約情報室ホームページhttp://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite において提供する。
⑵　申請書等の提出方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して契約情報室に郵送又は持参すること。
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書又はその写し